# 市税の納期、公共料金の納付について

#### 【市税の納期】

平成17年度から市税の納期は次のように変わります。

月 区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期		3期			4期			
軽自動車税	全期											
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

納期限は、各月の月末です。ただし、月末が土・日・祝祭日の場合は、(金融機関の)翌営業日が 納期限となります。

## 【出納金融機関について】

税金や水道料金など公共料金の納付などの収納業務は、北秋田市役所会計課及び各支所企画総務課で行い ます。なお、納付(口座振替含む)については、次のどの金融機関でも行うことができます

(株)秋田銀行鷹巣支店 ㈱北都銀行鷹巣支店 (株)北都銀行米内沢支店 秋田県信用組合合川支店 鷹巣町農業協同組合西部支所 鷹巣町農業協同組合栄支所

鷹巣町農業協同組合七日市支所

あきた北央農業協同組合合川支店 あきた北央農業協同組合森吉支店 あきた北央農業協同組合阿仁支店 東北労働金庫鷹巣支店 (株)秋田銀行阿仁合支店 ㈱北都銀行合川支店 秋田県信用組合鷹巣支店

秋田県信用組合森吉支店 鷹巣町農業協同組合鷹巣支所 鷹巣町農業協同組合綴子支所 鷹巣町農業協同組合沢口支所 あきた北央農業協同組合合川南支店 あきた北央農業協同組合前田支店 あきた北央農業協同組合大阿仁支店 各郵便局(口座振替に限ります)

#### 【口座振替による納付】

次の公共料金や税金については、これらの金融機 関を通じた口座振替(口座引落し)による納付が便 利です。現金を持ち歩くこともなく、また、納め忘 れも少ないこの方法を是非ご利用ください。

北秋田市で口座振替(口座引落し)による納付を

予定しているものは次の税金、公共料金です。なお、 合併前の町で口座振替(口座引落し)による納付を 利用されている方は、そのまま継続されますので手 続きは不要です。

市税(個人市県民税、固定資産税、

農業集落排水使用料

下水道受益者負担金

軽自動車税、国民健康保険税)

保育園保育料

浄化槽使用料

水道料金

市営住宅使用料

農業集落排水施設分担金

公共下水道使用料

介護保険料

## 【水道、下水道料金等の取扱いについて】

料金、使用料の取扱いが次のとおりになります。 対象となるのは次の料金です。水道料金、下水道使用料、 農業集落排水施設使用料、浄化槽使用料

口座振替日は月1回、毎月18日となります。休日、祝日

の場合はその翌日になります。

4月18日以降の振替から対象となります。 上記の金融機関で口座振替をご利用できます。

現金納付の方は、20日が納期限となります。